

熊本県の最低賃金

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

熊本県内で事業を営む使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。
なお、派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
熊本県最低賃金	762円	平成30年10月1日	熊本県内の全ての労働者に適用されます。

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生日	適用範囲
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	782円	平成29年12月15日	1 次に掲げる者を除きます。 ○18歳未満又は65歳以上の者 ○雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ○清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、上記の他に、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又はこん包の業務(これらの業務のうち流れ作業で行う業務を除く。)に主として従事する者 2 地域別と特定(産業別)の両方の最低賃金が同時に適用される場合には高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	832円	平成29年12月15日	
百貨店、総合スーパー	740円 ※ ※最低賃金法第六条により、平成30年10月1日からは 762円 が適用されます。	平成29年12月15日	

注1 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

注2 最低賃金の対象には、次の賃金等は含まれません。

①結婚手当などの臨時の賃金 ②賞与などの1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ③時間外割増賃金 ④休日割増賃金 ⑤深夜割増賃金 ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

注3 百貨店、総合スーパーとは、衣・食・住にわたる各種の商品を販売する百貨店・デパート及び総合スーパー等であって従業者が常時50人以上のものをいいます。